

建設業法（抄）

昭和24年法律第100号

（定義）

第2条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいう。

2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、第3条第1項〔建設業の許可〕の許可を受けて建設業を営む者をいう。

4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

（経営事項審査）

第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、経営規模の認定をし、経営状況の分析をし、並びにこれらの認定及び分析の結果を考慮して客観的事項の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて建設大臣が定める。

4 経営事項審査の申請は、建設省令で定める事項を記載した経営事項審査申請書を提出してしなければならない。

5 経営事項審査申請書には、経営事項審査に必要な事実を証する書類として建設省令で定める書類を添付しなければならない。

6 建設大臣又は都道府県知事は、経営事項審査のため必要があると認めるときは、経営事項審査の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。